

# 償却資産(固定資産税)申告の手引



久留米市イメージキャラクター  
くるっぽ

久留米市役所  
市民文化部 資産税課

## 償却資産申告の手引き（目次）

	(頁)
<b>1. 償却資産とは</b>	
(1) 償却資産とは	1
(2) 申告について	2
(3) 償却資産の主な種類	4
(4) 業種別の主な償却資産の内容	5
<b>2. 申告に際しての注意点等</b>	
(1) 申告に際しての注意点	6
(2) 虚偽の申告をした場合、又は申告をしない場合	7
(3) 実地調査のお願い	7
<b>3. 申告書の書き方</b>	
(1) 償却資産申告書の書き方	8
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	10
(3) 種類別明細書（減少資産用）の書き方	12
<b>4. その他</b>	
(1) 特例資産等について	14
(2) 税率・免税点等について	15
(3) 償却資産に対する課税の国税との違い	15
(4) 償却資産の評価等	16
(5) 建築設備の家屋と償却資産の区分	17
巻末 少額資産等の取り扱いについて	19
巻末 共同住宅を取得（建築）された方へ	20

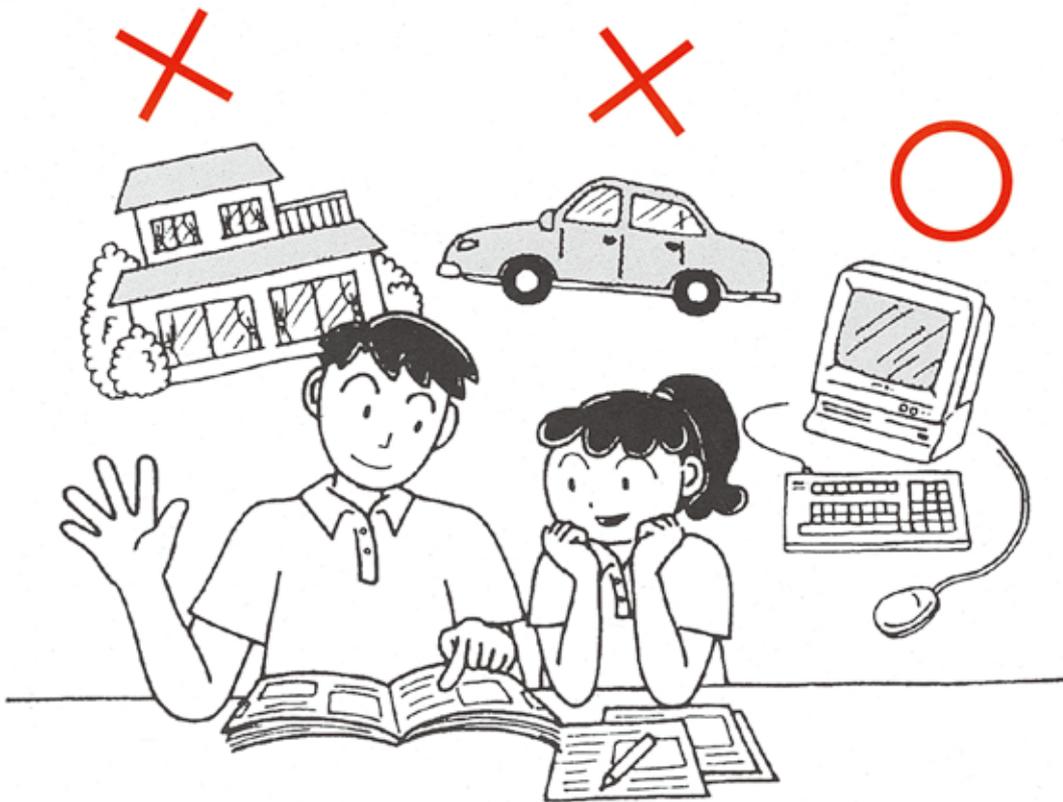
# 1. 償却資産とは

## (1) 償却資産とは

法人や個人で、事業を営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、**その事業のために用いている**構築物・機械・工具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような**無形減価償却資産**、固定資産税が課税されている**家屋**（詳しくは17ページを参照してください）、自動車税及び軽自動車税が課税される**自動車**等は課税の対象とはなりません。

なお「**事業のために用いている**」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。



## (2) 申告について

### ①申告していただく方

1月1日現在、久留米市において事業を営んでおられる個人及び法人の方です。  
償却資産の多少にかかわらず申告書は必ずご提出ください。

(既に廃業されている場合は、備考欄に「〇年△月廃業」と記載し提出して下さい。)

(自己所有の資産がない場合は、備考欄に「資産なし」と記載し提出して下さい。)

### ②申告書の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」などの所定の書類を市民文化部資産税課にご提出ください。

※申告書を郵送で提出される方で控用に受付印を必要とされる場合は、申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

### ③電子申告について

久留米市では、インターネットによる償却資産の電子申告ができます。利用する場合は、事前に準備及び手続きが必要です。詳細につきましては、eLTAX (エルタックス) ホームページをご覧ください。(http://www.eltax.jp/)

### ④申告方式

#### ア) 一般方式

前年中の資産の増加又は減少を申告する方式です。前年中に資産の増減がない場合でも、「増減なし」と記載し申告書をご提出ください。評価額の計算は、資産税課で行います。

#### イ) 企業電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産(全資産)について、評価額を計算した上で申告していただく方式です。

### ⑤申告書等の書き方

申告書等の具体的な作成方法については、この手引きの8ページから13ページをご覧ください。

⑥提出期限…1月31日(休日に重なる場合は、次の平日が申告期限となります)

※毎年1月1日現在の償却資産についての申告を、同年1月31日までに申告していただきます。

※提出期限間近になると、受付窓口が大変混雑しますので、お早めにご提出をお願いいたします。

⑦その他

同封の申告書は**複写式ではありません**。控えが必要な場合は申告書をコピーして下さい。  
種類別明細書は3枚複写で、**1・2枚目は市役所提出用、3枚目が申告者控用**です。

⑧申告書の提出先(郵送先)及び問合せ先

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市役所 市民文化部 資産税課

☎ (0942) 30-9010・9011

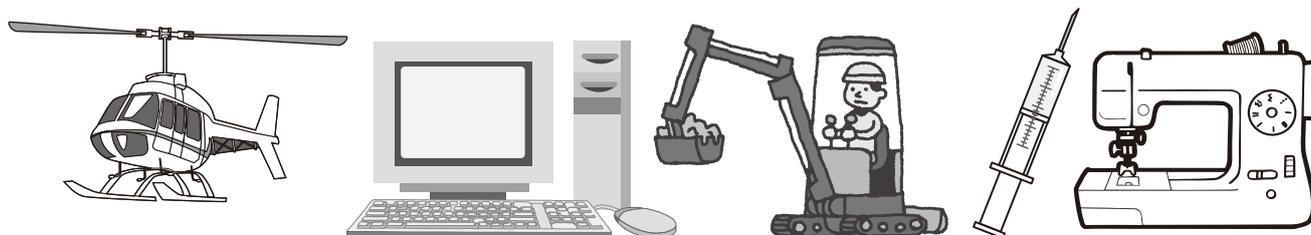
※各総合支所の市民福祉課でも提出していただけます。

※市民センターでは提出できません。



### (3) 償却資産の主な種類

資産の種類	名 称
1.構 築 物	○広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面を含む) フェンス、緑化施設等の外構工事
建物附属 設 備	○変電設備、生産用エレベーター等の建物から独立した諸設備 ○テナントによる内装・内部造作
2.機 械 及 び 装 置	○太陽光発電システム(屋根材一体型を除く) ○旋盤、フライス盤、ボール盤などの工作・作業機械類 ○食肉加工設備、精穀設備、その他の製造・貯蔵機械設備類 ○クレーン、コンベアー等の搬送設備類 ○バックホー、ブルドーザー、ロードローラーなどの建設用機械 ○ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械設備等、 上記に含まれないその他の機械設備など
3.船 舶	○モーターボート、砂利採取船、しゅんせつ船などの 各種の海上及び水上運搬具
4.航 空 機	○ヘリコプター、グライダーなど
5.車 両 及 び 運 搬 具	○台車、フォークリフト、大型特殊車両、構内運搬具など (車両ナンバーが0,00,000,9,99,999のもの) *自動車や原動機付自転車のように自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除かれます。
6.工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	○ドリル・万力・レベルゲージ等の建設・測定用工具類 ○美容・理容業器具類 ○パソコン・コピー機・プリンター、机などの事務機器類 ○滅菌器やレントゲンなどの医療機器類 ○自動販売機、冷蔵庫、エアコンなどの業務用・家庭用の電化製品類 ○サンドバック、麻雀・パチンコなどのスポーツ・娯楽興行器具など



建築設備の家屋と償却資産の区分については17～18ページ、業種別の償却資産については次のページに記載していますので参照してください。

#### (4) 業種別の主な償却資産の内容

下記の表は業種毎に主な資産を例示しています。参考にしてください。

業 種		資 産 明 細
製パン業	製菓業	電気・ガス窯・パンミキサー、あん分離機、スライサー、ポイラー、粉ふるい機、包装機、陳列ケース、レジスター等
接客業	旅館 料亭 割烹 ホテル バー・キャバレー 喫茶・飲食	庭園、ポイラー、ベッド、応援セット、音響機器、放送設備、電話設備、厨房器具、ピアノ・エレクトーン等の楽器、スポットライト、レジスター、舞台装置、コーヒーミル、冷蔵庫、ルームクーラー、ほか
クリーニング業		洗濯機(ドライ・ランドリー)、脱水機、プレス機、カッター仕上げ機、ポイラー、ドライクリーナー等
理・美容業		理・美容椅子、鏡、洗面設備、タオル蒸し器、美顔器、ケビント、ルームクーラー等
医 歯 業		診療台、椅子、ベッド、滅菌器、ケビント、赤外線灯、太陽灯、レントゲン、手術設備、心電図、脳波測定器、歯科用ユニット、電気エンジン、コンプレッサー、麻酔器、耳鼻科用ユニット、検眼器、洗浄装置等
自動車修理及びガソリン等販売業		プレス、スチームクリーナー、ライニング修正機、シャシルブリケーター、プラグクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、バブルグラインダー、充電器、オートリフト、計量器等
建 設 業		大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、ホイール・ハンマー、クレーン等)、発電機、エンジンポンプ、エンジンカッター、鉄筋カッター、バイブレーター、測量器等
木 工 業		自動三面カンナ盤、自動一面カンナ盤、手押しカンナ盤、万能丸鋸昇降盤、自動角ノミ、自動カンナ刃研磨盤、木工用帯鋸機、木工用旋盤、丸鋸機、ホゾ取機、フライス盤、糸鋸盤等
鉄 工 業		旋盤、パワープレス、セーパー、エアーコンプレッサー、ホイスト、フライス盤、定盤平削盤、研削盤、スロッター、鋸盤、ネジ切盤、ボール盤、グラインダー、動力配線設備等
印 刷 業		活版印刷機、写植機、オフセット(各種)、乾燥機、裁断機等
食肉販売・鮮魚販売業		冷凍機、冷凍冷蔵庫、動力設備、肉切機 等
紙器加工・紙器製造業		押切機、罫線機、角切機、角止機、自動紐掛機、自動穴開機 等
製 麺 業		製麺機(混合機、連続切出機)、水槽、ローラー、動力設備機 等
不 動 産 業		外構工事、外灯、アスファルト・コンクリート舗装、駐車場設備、緑化庭園設備 等
そ の 他		ローラー研磨機、ローラーガード、自動切断機、ポップ機、細菌ろ過機、ラベル機、硬水軟水装置、混合機、かくはん機、陳列ケース、冷暖房機、野菜洗浄機、冷蔵庫、噴霧機、散粉機、内部造作 等

## 2. 申告に際しての注意点等

### (1) 申告に際しての注意点

#### ①申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告の対象となります。

- ア) 償却済資産（耐用年数が経過した資産で、現在も使用中のもの）
- イ) 建設仮勘定で経理されている資産及び薄外資産
- ウ) 遊休又は未稼働の資産
- エ) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- オ) 福利厚生のに供するもの
- カ) 取得価格が20万円未満の償却資産であって個別償却しているもの（19ページをご覧ください）
- キ) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの  
（中小企業等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産）  
（19ページをご覧ください）

#### ②申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ア) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ) 無形固定資産（例：特許権、ソフトウェア等）
- ウ) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの（19ページをご覧ください）
- エ) 取得価額が20万円未満の償却資産を、3年間で一括償却を選択したもの  
（19ページをご覧ください）

#### ③賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産（「特定附帯設備」といいます）については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告することになります。

[特定附帯設備具体例]

内外装…天井、床、内部の仕上げ、造作、建具、外壁の仕上げ等  
附帯設備…建築設備（電気、ガス、給排水、衛生、空調設備）等

#### ④リース資産について

期間満了と同時に資産が回収される場合（所有権移転外ファイナンスリース）は、資産を貸している人が申告します。

リース後に資産が使用者の所有物となるような場合は、資産を借りている人が、申告します。

ただし、取得価額が20万円未満の場合は課税客体となりません。

⑤圧縮記帳している資産、下取りを伴う買換資産

本来の正常な価額（圧縮や下取り金額の差し引きをしない額）で申告してください。

⑥割賦購入資産

完済していなくても、取得した時点から買主の所有として買主がその資産の総額で申告してください。

⑦店舗と設備を合わせて購入した場合

設備の個々の取得価額が不明の時は見積価格で申告してください。

⑧清算中の法人の償却資産

自ら清算事務のために用いられているものについても申告してください。

⑨事業を行っていない人が所有する資産

事業を営む人に事業用として貸し付けているものは申告してください。

⑩耐用年数の短縮について

法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

⑪増加償却について

法人税法又は所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却がある場合は、所轄国税署長へ提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

## （2）虚偽の申告をした場合、又は申告をしない場合

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

## （3）実地調査のお願い

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の修正年度は、現年度だけではなく過年度に遡ることもありますので、予めご承知おきください。

### 3. 申告書の書き方

#### (1) 償却資産申告書の書き方（記入例）

1、2 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があればご記入ください。申告書の所有者の住所・氏名欄は漢字で印字していますからご確認ください。

3 個人番号又は法人番号を記載してください。（右詰め）

4 事業の種目を具体的にご記入ください。（例えば、ミシン製造業、自動車販売業等）また、法人にあっては、できましたら資本金または支出金等を記載してください。

5 個人の場合は、事業を開始した年月  
法人の場合は、当該法人の設立年月を記載してください。

6 この申告書に直接応答できる方の係名、氏名、電話番号をご記入ください。

7 申告書の作成を税理士等に依頼されている場合は、その方の氏名及び電話番号をご記入ください。

8～14 該当する方を○で囲んでください。

15 (1.の住所)以外に事業所がある場合は、ご記入ください。

16 借用資産(リース資産)がある場合には、貸主の名称等をご記入ください。

17 該当する方を○で囲んでください。

18 次のような事項を記載してください。  
①「短縮耐用年数の承認書(写し)」等添付した書類の名称。  
②解散、廃業、休業をされた方はその年月日、移転された方はその年月日と移転先を記載してください。  
③該当する資産が無い場合は、「資産無し」とご記入ください。  
④その他、この申告に必要な事項。

(イ) 前年前に取得したもの  
前年の1月1日以前に取得したもの

(ロ) 前年中に減少したもの  
前年の1月2日から当年の1月1日までに減少したもの  
(例えば、廃棄、除却等及び他の市町村に移動した資産)

(ハ) 前年中に取得したもの  
前年の1月2日から当年の1月1日までに取得したもの

(ニ) 計  
前年度に資産の増減がない場合は、(イ)の欄の価額をご記入ください。

(ホ)、(ヘ)、(ト)  
自社の電算様式で申告する企業のみご記入ください。

久留米市長 殿 償却資産 申告書

受付印 年 月 日

1 (ふりがな) 住所 830-8520  
久留米市城南町15-3  
(電話 0942-30-9010)

2 (ふりがな) 氏名 ○ ○ 印刷製本株式会社  
(屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 印刷業  
(資本等の金額) ( 500,000,000 円)

5 事業開始年月 平成 2 年 10 月

6 この申告に応答する者の係及び氏名 総務部 経理課 久留米 花子  
(電話 0942-30-9011)

7 税理士等の氏名 久留米 次郎  
(電話 0942-30-9000)

\* 所有者コード

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法  定率法  定額法

14 青色申告  有  無

資産の種類	前年以前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ+ロ+ハ)(ニ)
1 構築物	10,500,000	200,000	220,000	10,520,000
2 機械及び装置	73,400,000	12,500,000	14,000,000	74,900,000
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	500,000	0	0	500,000
6 工具、器具及び備品	15,000,000	200,000	150,000	14,950,000
7 合計	99,400,000	12,900,000	14,370,000	100,870,000

15 市(区)町村内 城南町16-3  
における事業所等資産の所在地

16 借用資産 貸主の名称等 ○ ○ リース  
(有・無)

17 事業所用家屋の所有区分  自己所有  借家

18 備考(添付書類等)  
平成〇〇年〇月  
名称変更(旧〇〇印刷株式会社)

ZKD0022F/ZKD0022V



(3) 種類別明細書（減少資産用）の書き方（記入例）

◎ 記入上の注意

1. 前年に申告された方は、前年中に売却、滅失及び移管により減少した資産を記入してください。
2. 今年はじめて申告される方は、提出の必要はありません。
3. 減少した資産の種類、資産コードは正確に必ず記入してください。
4. 資産名称欄は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例（4）の要領によって記入してください。
5. 資産再評価をした資産が減少した場合は、記入例を参考にし、特に取得年月、取得価額を注意して記入してください。
6. 名称、数量等は同じ場合でも「同上」又は「〃」などとは記入しないでください。

記載する必要はありません。

資産の種類、資産コードを正確に記入してください。

年号は昭和=3、平成=4、令和=5と記入してください。

減少した資産の所得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

種類別明細書（減少資産用）											
所有者コード		所有者名									
		〇〇印刷製本株式会社									
行 番 号	資産 の 種 類 の 種 別 号	資産 の 種 類 の 種 別 号 （ 一 品 コ ー ド ）	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取得 価 額	耐 用 年 数	減少の事由及び区分		
					年 号	年 月			1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	4 全部 5 一部	
01		100003027484	街路灯		14	08	11	200000	10	1・〇・3・4 〇・5	廃棄処分
02		200004324561	製本機		14	18	10	5500000	10	1・2・〇・4 〇・5	〇〇工場へ(〇〇市へ)
03		200000223335	デジタル印刷機		14	17	09	7000000	10	〇・2・3・4 〇・5	〇〇へ売却
04		600073191305	パソコン		24	21	01	2000000	04	1・〇・3・4 4・〇	取得価額 20万減少 数量 2 減
05										1・2・3・4 4・5	
06										1・2・3・4 4・5	
07										1・2・3・4 4・5	
08										1・2・3・4 4・5	
09										1・2・3・4 4・5	
10										1・2・3・4 4・5	
11										1・2・3・4 4・5	
12										1・2・3・4 4・5	
13										1・2・3・4 4・5	
14										1・2・3・4 4・5	
15										1・2・3・4 4・5	
16										1・2・3・4 4・5	
17										1・2・3・4 4・5	
18										1・2・3・4 4・5	
19										1・2・3・4 4・5	
20										1・2・3・4 4・5	
小計				5				12900000			

第二十六号様式別表二（提出用）

該当事由の番号を〇で囲んでください。

- ① 当該資産が減少した事由について「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を記載してください。「2. 滅失」にあつてはその滅失の理由等を記載してください。「3. 移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を記載してください。「4. その他」にあつてはその減少の事由を記載してください。
- ② 減少の区分が「5. 一部」に該当する場合には、次の例のように記載してください。  
(例) 当初取得価額50万円（数量5）のうち20万円（数量2）分減少
- ③ その他の当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

## 4. その他

### (1) 特例資産等について

一定の要件を満たす償却資産は、税負担の軽減を図るため課税標準の特例制度（地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、第64条等）があります。主な内容は下記のとおりです。適用を受ける資産がある場合は第26号様式別表1（増加資産・全資産用紙）の摘要の欄に条項を記載してください。ここに記載している課税標準の特例措置は、代表的なものを抜粋し掲載しています。ご不明な場合はお問い合わせください。

また、償却資産のうち地方税法第348条第2項の適用を受ける資産は非課税になります。

①課税標準の特例……地方税法第349条の3、法附則第15条および第64条の適用を受けるもの。

- a. 先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備
- b. その他

②非課税……地方税法第348条第2項に該当するもの。

- a. 公共の用に供する国並びに都道府県が使用する固定資産
- b. 独立行政法人水資源機構等が直接その本来の事業の用に供する固定資産
- c. その他

これらの施設及び設備は政令・総務省令により範囲が制限されています。また、税制改正により特例範囲等が変更になることがあります。

非課税もしくは課税標準の特例等を受けるためには、その旨を証する書類が必要ですので、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

(2) 税率・免税点等について

区 分	説 明
納 税 義 務 者	賦課期日(1月1日)現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している方も含めます)
課 税 標 準 額	課税標準額は、賦課期日現在の価格で固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
税 率・税 額	税率は1.4%です。 税額は課税標準額×税率で算定します。
納 期	納付すべき税額を4回(5月、7月、9月、12月)に分けて納めていただきます。 (税制改正等により変更になることがあります。)

(3) 償却資産に対する課税の国税との違い

項 目	国 税 の 取 扱	固 定 資 産 税 の 取 扱
償却計算の期間	事 業 年 度	暦 年(賦課期日制度)
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月 割 償 却 (一定の場合は簡便償却)	半 年 償 却
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	制 度 あ り	制 度 な し
増 加 償 却 (法人税・所得税)	制 度 あ り	制 度 あ り
評価額の最低限度	1 円	取得価額の5%
改 良 費	原則区分評価	区 分 評 価

#### (4) 償却資産の評価等

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて、1品ごとに評価額を算出します。

##### ① 評価額の算出方法

前年中に取得した資産	前年中に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$ =取得価額×A	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ =前年度評価額×B

r：耐用年数に応じる減価率

A：半年分の減価残存率で下表（減価残存率表）のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で下表（減価残存率表）のB欄の率です。

**※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。**

##### ② 決定価格

①で算出した評価額が決定価格となります。

##### ③ 課税標準額

②の決定価格が、課税標準額となります。

#### <減価残存率表>

耐用年数	耐用年数に応じる減価率 <sub>r</sub>	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率 <sub>r</sub>	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率 <sub>r</sub>	減価残存率	
		前年中取得のものA	前年前取得のものB			前年中取得のものA	前年前取得のものB			前年中取得のものA	前年前取得のものB
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(注) 「前年中取得のもの」(A)の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」(B)は、1年分の減価残存率となっています。

## (5) 建築設備の家屋と償却資産の区分

### ①建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空気調和設備、消火設備、避雷設備、塵芥処理設備等で本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいい、税務会計上ではおおむね耐用年数省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

### ②建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産税の取扱い上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

#### **A 償却資産とするもの……** 区分表（18ページ「建築設備の家屋と償却資産の区分表」参照）

区分表A欄の建築設備のように単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いものは、償却資産として課税されます。

**B 家屋とするもの……**家屋の所有者が取付けた建築設備で、区分表B欄の建築設備のように通常の家屋と構造上一体となってその効用を全うするものは家屋とされます。

### ③特定の生産又は業務用の設備の取扱い

次の設備は区分表の設備と同種類の設備ですが、すべて償却資産として課税されます。なお、これらの設備は税務会計上おおむね機械及び装置に含まれます。

- ア. 工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発電設備。
- イ. 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備。
- ウ. 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備。
- エ. 公衆浴場（特殊浴場を含む）のボイラー設備。
- オ. 映画、演劇、興業場のスクリーン（映写用）設備、局所照明設備（スポットライト等）。
- カ. 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類を洗濯する洗濯設備等のサービス設備。
- キ. 機械式立体駐車設備。
- ク. 発電機、電話交換機等のように、家屋の建築設備ではあるが、きわめて機械的な性格が強く、かつ家屋との構造上の一体性が本質的には考えがたいもの。
- ケ. 工場、倉庫等における製品の搬出施設としてのレール。
- コ. ネオンサイン、投光器、スポットライト等のように、家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの。

#### ④建築設備の家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備の分類	A 償却資産とするもの	B 原則として家屋とするもの
電気設備	変電設備	受電・変電設備(配線を含む)、変圧器	
	中央監視制御装置	蓄電池設備、発電機附属設備(配線を含む)	
	電灯、照明設備	屋外電灯配線、屋外照明設備	屋内電灯配線、屋内照明設備、配分電盤
	動力配線設備	工場用動力配線	動力配線、スイッチ、開閉器
	電話設備	電話機、電話交換機、電源装置	配線
	インターホン設備		親機、子機、配管、配線、ボックス、集合玄関機
	火災報知設備	屋外火災報知設備	屋内火災報知設備、配線
	放送設備	マイクロホン、拡声器、スピーカー	配線
	電気時計設備	時計配電盤、充電器、時報時計 モーターサイレン	配線
LAN設備	設備一式		
ガス設備	供給設備	メーター、屋外配管 生産事業設備一式	屋内配管、使用口(カラン)
給排水設備	水源	井戸、水道本管	
	揚水設備		揚水ポンプ、モーター
	水処理設備	独立高架水槽	受水槽
	給水設備	屋外給排水配管、屋外受水槽	排水ポンプ、排水管
排水設備	生産事業用設備一式		
給湯設備	局所的給湯法	独立煙突	配管
	中央的給湯法	独立煙突、独立煙道	ボイラー、貯湯槽、配管
衛生設備		浄化槽	浴槽、シャワー、便器、手洗器
消火設備		屋外消火栓設備、 ホース、ノズル、消火器	屋内消火栓設備、 スプリンクラー
換気設備			換気扇、ベンチレーター(換気装置)
冷暖房設備		ルームエアコン ウインドクーラー、恒温恒湿設備	ボイラー、附属設備(ダクトを含む)
避雷設備			避雷設備
運搬設備		生産用エレベーター ベルトコンベアー	一般用エレベーター エスカレーター
その他の 特殊な設備	劇場用設備	移動式の舞台設備、スクリーン 映写設備	造りつけのもの
	自動扉設備		自動扉設備
	簡易間仕切	簡易間仕切	
	厨房設備	厨房設備	

(注)この表は、一般的な設備について例示的に区分したものです。

## 少額資産等の取り扱いについて

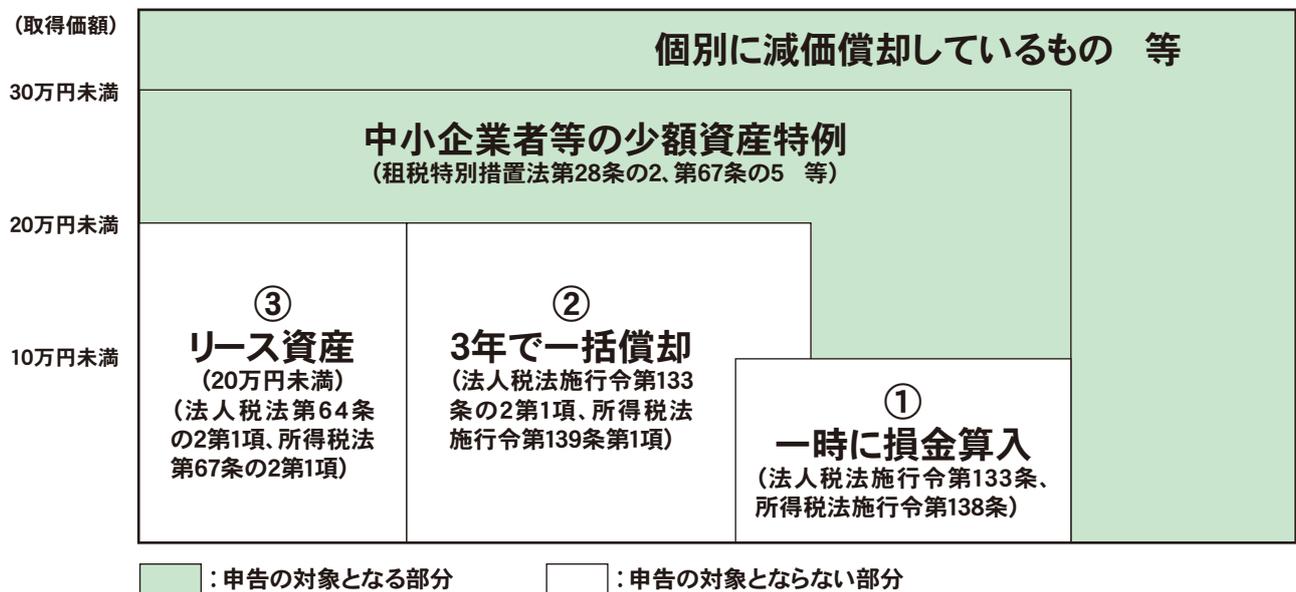
償却資産において、地方税法上の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、

- ① 使用可能期間が一年未満であるもの、または取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

のみです。

よって、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。

また、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。



## 共同住宅を取得（建築）された方へ

固定資産税は、土地と家屋以外にも償却資産というものがあります。  
共同住宅における償却資産に該当するものは、おもに構築物や器具備品です。  
償却資産については、土地や家屋のように登記制度がないため、所有されている方は、申告をしていただかなければなりません。

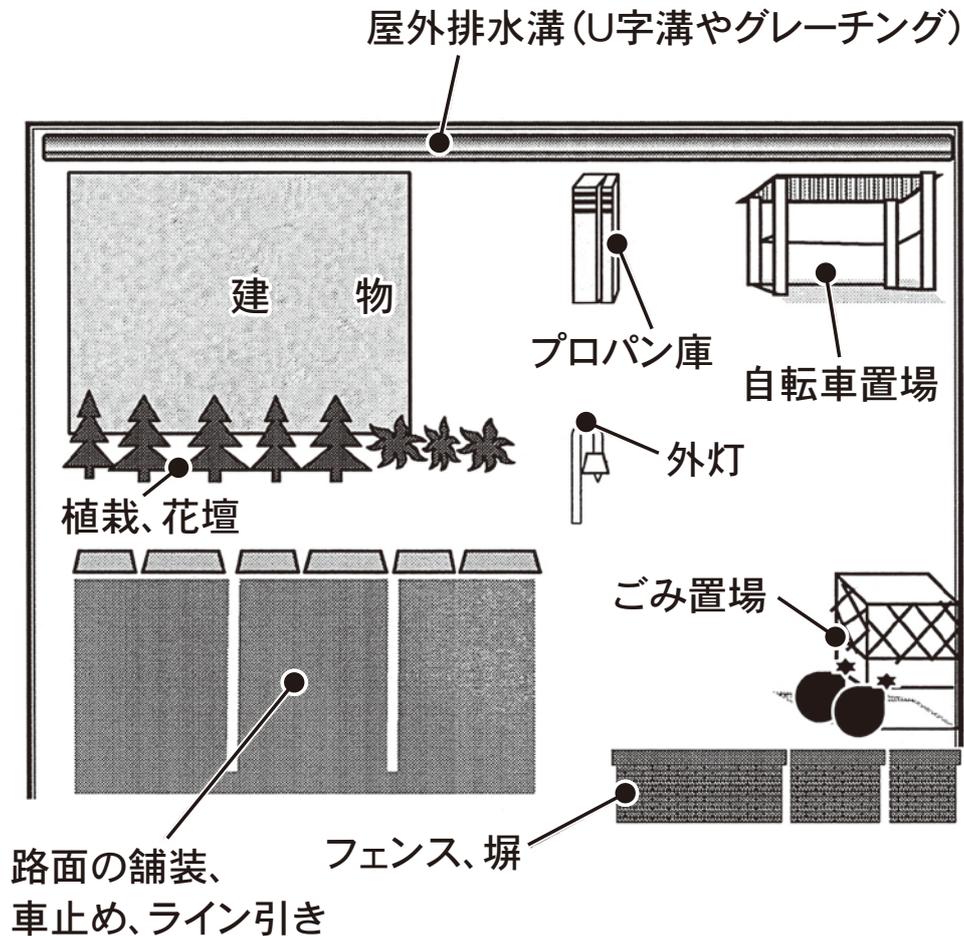
### 〈償却資産例示〉

構築物	門、フェンス(塀)、よう壁(土留め) 屋外給排水設備(排水溝など) 屋外電気設備(外灯、屋外電気配線) 屋外ガス配管設備、植栽(植木、花壇など)、ゴミ置場 プロパン庫、自転車置場、倉庫(家屋対象外のもの) 路面舗装(駐車場、ライン引き、車止め) 等
器具備品	備え付けの電気製品(テレビ、洗濯機、冷蔵庫等) 備え付けの家具(作りつけのものを除く) エアコン (※入居者が設置するものを除く) 等

上記例示のような設備、備品類は家屋の評価には算入されず、償却資産の対象になります。  
申告の際には、各々の資産について、工事内訳明細書(見積もり時の工事内訳明細書)から、  
名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を抽出して記入していただくことになります。  
(国税申告で税理士が関与されている場合は、税理士にご相談ください)

## 償却資産の具体例

※例示のもの以外にも該当するものがあれば申告してください。



※税務署への所得税等の確定申告において減価償却計算されるもので、家屋評価（共同住宅本体）となるもののほか、自動車、軽自動車や、水道加入金などの無形減価償却資産以外は償却資産となります。

また、確定申告で「アパート一式」のようにまとめて減価計算される場合でも、その中に償却資産の対象となる構築物（アスファルト舗装、自転車置場等）や、電気製品などの器具備品がある場合は、分離して償却資産として申告をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

**問い合わせ**

**〒830-8520**

**久留米市城南町15番地3**

**久留米市役所 市民文化部 資産税課**

**☎ (0942) 30-9010・9011**